

平成 27 年度第 1 回 上越市介護認定審査会合議体長等及び無任所委員研修会

日時：平成 27 年 12 月 8 日(火)

午後 7 時 00 分～8 時 00 分

会場：上越市役所 402・403 会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

(1) 上越市の要介護認定状況について

- ①上越市の高齢者人口、要介護認定者数の推移について
- ②直近の介護度別要介護認定率と要介護認定者数について
- ③認定に要する日数の推移について
- ④上越市の第 2 号被保険者の要介護認定者数の推移と特定疾病について
- ⑤上越市と新潟県、全国の審査会の傾向について
- ⑥更新認定に係る有効期間割合について

(2) 無任所委員依頼状況について

(3) 次年度の審査件数の見込みについて

- ①要介護要支援認定申請件数の推移について
- ②平成 28 年度審査件数の見込みについて

(4) 平成 28 年度早期認定に向けた取組について

(5) 審査会委員の任期について(情報提供)

(6) その他

4 閉 会

## (1) 上越市の要介護認定状況について

### ①上越市の高齢者人口、要介護認定者数の推移について

上越市の高齢者人口は、平成 24 年以降、団塊の世代が 65 歳に到達したことにより、増加し続けています。平成 32 年に高齢者人口は最大になると予想しています。平成 32 年以降も、高齢化率は上昇します。

上越市の人口と高齢者人口

		H25	H26	H27	H28	H32	H37
上越市人口 (人)		202,079	200,377	198,669	197,568	192,561	184,126
65 歳以上人口 (人)		56,086	57,544	58,761	59,527	61,061	59,836
うち前期高齢者		25,591	26,930	27,818	28,275	29,186	25,223
うち後期高齢者		30,495	30,614	30,943	31,252	31,875	34,613
構成比	前期	45.6	46.8	47.3	47.5	47.8	42.2
	後期	54.4	53.2	52.7	52.5	52.2	57.8
高齢化率 (%)		27.8	28.7	29.6	30.1	31.7	32.5

※いずれも、人口は 10 月 1 日時点。28 年、32 年、37 年は、第 6 期介護保険事業計画の計画値。

第 1 号被保険者数と要介護認定者数の推移 (※H27、28 は見込値)

※年度末

	H25	H26	H27 見込	H28 見込
高齢者数 (A)	56,835	58,292	59,173	59,891
第 1 号被保険者数 (人)	56,709	58,177	59,050	59,766
前年比増減	1,424	1,468	873	716
要介護認定者数 (人)	12,932	13,260	12,310	12,590
前年比増減	262	328	▲950	280
第 1 号被保険者認定者数 (B)	12,620	12,976	12,043	12,339
認定率 (B) / (A)	22.2%	22.3%	20.4%	20.6%

※平成 27 年度は、新総合事業の実施や介護保険サービス未利用者の認定申請を減少する取組を行っており、認定者数が減少しています。

※資料 1 参照

②平成 27 年 9 月 30 日現在の介護度別の要介護認定率と要介護認定者数について

※資料 2 参照

- ・74 歳までは、各年齢階層の認定率は 10%未満（女性 3.9%、男性 4.6%）
- ・75 歳以上の各年齢階層では認定率が 10%以上（女性 42.2%、男性 26.3%）

※参考 7 月末現在の当市、新潟県、全国の状況

（単位：人）

項 目	上越市	新潟県	全国
認定者数全体	12,979	130,585	6,145,263
第 1 号被保険者	12,699	127,737	6,004,850
第 2 号被保険者	280	2,848	140,413
男性	3,891	38,936	1,899,824
第 1 号被保険者	3,729	37,289	1,823,594
第 2 号被保険者	162	1,647	76,230
女性	9,088	91,649	4,245,439
第 1 号被保険者	8,970	90,448	4,181,256
第 2 号被保険者	118	1,201	64,183
第 1 号被保険者数	58,441	680,880	33,256,322
○女性認定者数/男性認定者数	2.34	2.35	2.23
○認定率（1号認定者/1号被保険者数）（%）	22.21	19.18	18.48

※全国、新潟県データは介護保険事業状況報告書（月報、暫定版）

※上越市の数値は市の集計データ

○当市の認定率は全国、県平均と比較しても高い状況にあります。

（全国：150 番目/1,579 保険者、新潟県内：4 番目/30 保険者）

○認定者数は、全国、県内と同様に女性の方が男性よりも多い傾向となっています。

### ③認定に要する日数の推移について

認定に要する日数は、事務の迅速化に努めていることから、徐々に短縮されていますが、法定日数（30日）以内の認定は極わずかとなっています。

表1 申請から審査会までの日数

審査会までの日数	H25	H26	H27年度（申請月別）			
	平均 （日）	平均 （日）	4月	5月	6月	7月
新規	45.1	46.8	50.2	43.6	42.9	46.1
更新	48.2	49.5	53.6	47.4	44.1	48.7
変更	44.7	45.6	50.2	44.6	41.3	44.1
合計	47.0	48.3	52.4	46.1	43.6	47.6

（参考）

審査会までの日数	H26年度				
	平均 （日）	認定日数別分布			
		～30	～40	～50	51～
新規	46.8	62	922	1,636	975
更新	49.5	60	1,287	2,945	2,808
変更	45.6	16	328	454	243
合計	48.3	138	2,537	5,035	4,026

表1-2 申請から資料入手までの日数（申請から認定調査までの日数）

調査実施までの日数	H25	H26	H27年度（申請月別）			
	平均 （日）	平均 （日）	4月	5月	6月	7月
新規	11.9	12.0	14.0	13.3	12.0	11.7
更新	14.6	15.0	15.7	16.9	13.9	14.4
変更	10.9	10.7	12.0	14.5	9.9	11.1
合計	13.5	13.7	14.9	15.8	13.1	13.4

※調査実施から調査票作成・提出まで、約5日かかっている。

表1-3 申請から資料入手までの日数（申請から主治医意見書入手までの日数）

意見書入手までの日数	H25	H26	H27年度（申請月別）			
	平均 （日）	平均 （日）	4月	5月	6月	7月
新規	19.2	18.5	21.6	20.1	20.1	22.7
更新	18.1	17.4	17.0	19.2	16.0	18.4
変更	19.2	17.9	20.4	22.2	18.1	18.5

④第2号被保険者の要介護認定者数の推移と特定疾病について

表5 第2号第被保険者の要介護認定者数の推移

※年度末

年度末の状況	H25	H26	H27(見込)
第2号要介護認定者数(人)	312	284	267
前年比増減	▲17	▲28	▲17

【主な特定疾病】

- 1位 脳血管疾患 49.3%
- 2位 初老期における認知症 9.9%
- 3位 糖尿病合併症 7.7%
- 4位 がん末期 6.3%

年度末の状況	参考：H24	H25	H26
脳血管疾患	205 (55.9%)	178 (53.6%)	134(49.3%)
初老期における認知症	39 (10.6%)	51 (15.4%)	27(9.9%)
糖尿病合併症	19 (5.2%)	14 (4.2%)	21(7.7%)
がん末期	33 (9.0%)	18 (5.4%)	17(6.3%)

⑤上越市と新潟県、全国の審査会の傾向

	上越市		新潟県		全 国	
	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)
集計対象件数	6,695	(100.0%)	72,511	(100.0%)	3,063,924	(100.0%)
⇒重度変更	680	(10.2%)	5,898	(8.1%)	308,558	(10.1%)
⇒軽度変更	216	(3.2%)	2,244	(3.1%)	57,442	(1.9%)

※平成27年3月発表分

⑥更新認定に係る有効期間割合について

○平成26年度

有効期間	6か月	12か月	24か月
割合	0.6%	46.6%	52.8%

○平成27年度(4月から9月の審査判定)

有効期間	6か月	12か月	24か月
割合	0.7%	19.4%	80.3%

## (2) 無任所委員依頼状況について

○平成 25 年度 前期

会場(無任所人数)	依頼回数
頸北 (2 人)	0
東頸 (2 人)	4
上越 (14 人)	27
計 (18 人)	31

後期

会場 (無任所人数)	依頼回数
頸北 (2 人)	0
東頸 (2 人)	4
上越 (13 人)	13
計 (17 人)	17

○平成 26 年度 前期

会場(無任所人数)	依頼回数
頸北 (2 人)	1
東頸 (2 人)	1
上越 (14 人)	29
計 (18 人)	31

後期

会場 (無任所人数)	依頼回数
頸北 (2 人)	0
東頸 (2 人)	1
上越 (13 人)	32
計 (17 人)	33

○平成 27 年度 前期

会場(無任所人数)	依頼回数
頸北 (1 人)	0
東頸 (2 人)	4
上越 (14 人)	19
計 (17 人)	23

後期

(H27. 10. 31 現在)

会場 (無任所人数)	依頼回数
頸北 (1 人)	0
東頸 (2 人)	0
上越 (14 人)	5
計 (17 人)	5

## (3) 次年度の審査件数の見込みについて

### ①要介護要支援認定申請件数の推移について

平成 27 年度は、新総合事業の実施や介護保険サービス未利用者の認定申請を減少する取組を行っており、申請件数が減少しています。また、更新申請において有効期間 24 か月の判定基準が拡大されたことに伴い、28 年度は更新申請件数が一時的に減少します。

	H25 年度		H26 年度		H27 年度見込		H28 年度見込	
	申請件数 (件)	構成比 (%)	申請件数 (件)	構成比 (%)	申請件数 (件)	構成比 (%)	申請件数 (件)	構成比 (%)
新規	2,495	20.1	2,508	20.6	2,114	18.4	2,400	22.2
更新	8,305	67.0	7,935	65.2	7,887	68.8	6,479	60.0
変更	1,593	12.9	1,723	14.2	1,467	12.8	1,920	17.8
合計	12,393	100.0	12,166	100.0	11,468	100.0	10,799	100.0

### ②平成 28 年度審査件数の見込みについて

	25 年度 実績	26 年度 実績	27 年度 実績見込	28 年度 見込
審査件数	12,242 件	11,835 件	11,374 件	10,704 件
審査会開催回数	550 回/年	550 回/年	535 回/年	582 回/年

平成 28 年度の審査会開催回数は、祝日・年末年始を除く水・木曜日でカウント

#### (4) 平成 28 年度早期認定に向けた取組について

〈現在の所要日数〉

区 分	日数(土日を含む)	
ア	主治医意見書到着までの所要日数	約 16～22 日
	認定調査票作成に係る所要日数	約 15～20 日
イ	資料作成と一次判定作業	7 日
ウ	審査会資料の点検・確認作業	7 日
エ	審査会資料発送～審査会	9 日※
オ	認定結果通知(郵送)	2 日
	申請から認定までの所要日数	41～47 日(ア+イ+ウ+エ)

※審査会日の 9 日前に資料発送

#### ■認定が遅れる主な理由

- 1 主治医意見書の到着の遅れ。  
(例：規模の大きな医療機関の場合は医事課を経由することにより遅れやすい。)  
(例：認定申請をしたにも関わらず、本人が医療機関を受診しない。)
- 2 認定調査の遅れ。  
(例：認定申請をしたにも関わらず、家族の都合で調査日の調整がつかない。)
- 3 申請後の転院や入院により、意見書の依頼先変更や心身状況不安定により調査が遅れるケースがある。
- 4 申請時期の集中により、意見書の到着日が月の中下旬に集中しやすいほか、月の上中旬に認定調査が集中する。資料が集中したときは一次判定や確認作業に時間を要するため、審査待機件数が増加する。

#### ★平成 28 年度早期認定に向けた取組 (案) ★

- (1) 早期認定調査に向け、適正な認定調査員数の配置。
- (2) 医療機関への主治医意見書提出の催促、確認の徹底。
- (3) 審査会資料の点検・確認作業の効率化。
- (4) 介護保険サービス未利用者の認定申請を減少する取組の継続。
- (5) 待機件数増による臨時審査会の開催。
- (6) 最低審査件数の審査資料が揃わず、審査会にかけることができない場合に限り、1 合議体あたりの最低審査件数 **20 件から 15 件に見直し**を行う。 **※資料 4 参照**

## (5) 審査会委員の任期について(情報提供)

※資料6参照

介護保険法施行令の一部を改正する政令案

○改正の概要：介護保険法施行令に定める介護認定審査会の委員の任期について、2年を超え3年以下の期間で条例（制定主体は市町村）で定める期間とすることを可能とする。

○施行日：平成28年4月1日

※現時点での案となりますので、今後、国のパブリックコメント等を踏まえて、内容に変更が起こる可能性があるとのことです。

○市の対応：今後、政令の改正を受け、委員の任期については医師会・歯科医師会・関係団体等と協議します。  
なお、現在の委員の任期(H27.4.1~H29.3.31)を変更することはありません。

## (6) その他

### ① 認定調査員の審査会研修について

12月9日から、昨年度に引き続き、認定調査員の審査会研修を実施します。認定調査票の特記事項の内容を、より適切で分かりやすい記載とするように実施している研修です。特記の記載について、調査員に対し御意見、またはご指導をいただければ幸いです。

### ② 飛び入り審査について

- ・末期がん患者からの申請があった場合は、直近の審査会で2次判定を行うこととされていますので、飛び入りで審査をお願いすることになりますが、御了承願います。
- ・このほか、被保険者の生活環境や、サービスの利用状況、身体状況の大幅な変化、認定の有効期限等を総合的に判断した場合は飛び入りでの審査をお願いすることがあります。

### ③ 審査会の休会と資料内容（新規、変更、更新の数量）について

現在、審査会資料が揃わず、10月以降、休会が発生しています。認定の早期化のため、手元にある資料で、可能な限り審査会資料を組むため、新規や変更の件数が多い場合も想定されます。御了承下さい。

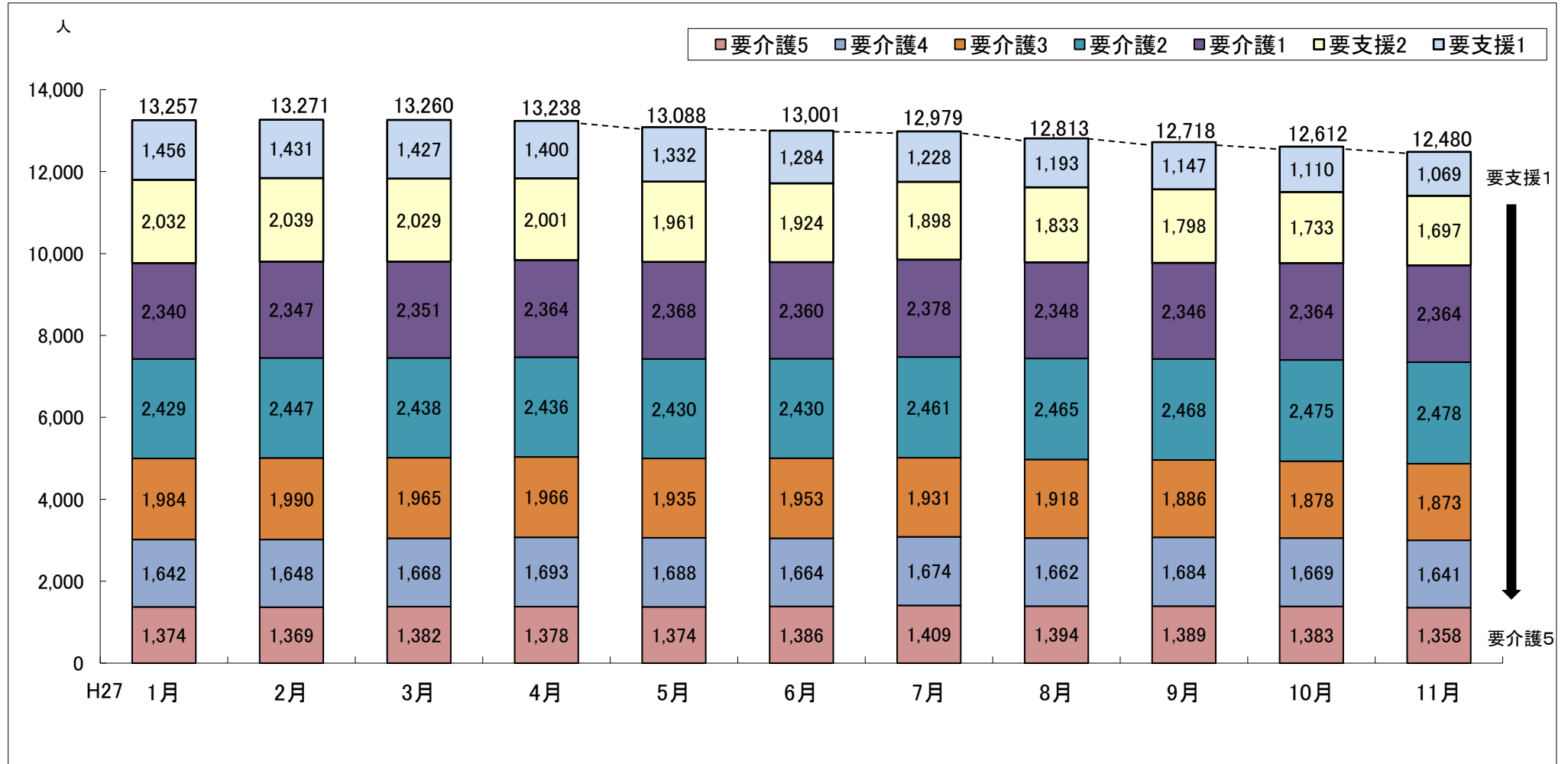


## 資料集

資料 No.	資料内容	ページ
1	認定者数の推移	1 (P2 空白)
2	平成 27 年 9 月 30 日現在の介護度別の認定率と認定者数 (年齢層別、男女別一覧表)	3 (P4 空白)
3	要介護認定状況資料(平成 26 年 10 月) (新潟県作成)	5 ~ 12
4	審査会待機件数の解消に向けた取組(案)	13 (P14 空白)
5	介護認定審査会及び合議体の設置運営要領	15 ~ 18
6	介護保険法施行令の一部を改正する政令(案)について	19 ~ 20

※裏側のページ番号が偶数になるように、空白ページにも付番しています。

## ○認定者数の推移



(参考)

チェックリスト該当者

認定者+チェックリスト該当者

65	131	180	240	283	322	372	431
13,303	13,219	13,181	13,219	13,096	13,040	12,984	12,911

平成27年9月30日の介護度別の認定率と認定者数

単位:%

単位:人

行↓	列→(A)	前・後期別 認定率 (%) (B)	年齢区分別 認定率 (%) (C)	要支援1 (D)	要支援2 (E)	要介護1 (F)	要介護2 (G)	要介護3 (H)	要介護4 (I)	要介護5 (J)	前・後期別 認定者数 (人) (K)	年齢区分別 人数 (人) (L)	年齢区分別 人数構成比 (%) (M)	要支援1 (N)	要支援2 (O)	要介護1 (P)	要介護2 (Q)	要介護3 (R)	要介護4 (S)	要介護5 (T)	人口 (U)	
1	第1号被保険者	14.5	14.5	1.2	1.9	2.7	3.1	2.3	1.8	1.5	3,626	3,626	95.7	315	465	683	768	574	458	363	25,034	
2	65～69歳	4.6	3.4	0.3	0.5	0.5	0.7	0.6	0.4	0.4	635	274	7.2	24	36	40	60	48	31	35	8,056	
3	70～74歳		6.4	0.5	0.4	1.2	1.6	0.9	0.7	0.7		361	9.5	28	48	65	88	52	39	41	5,611	
4	75～79歳		12.0	1.1	1.7	1.8	2.5	2.3	1.5	1.1		562	14.8	53	78	83	120	106	71	51	4,691	
5	80～84歳	26.3	24.9	2.2	3.2	5.1	5.0	3.6	3.1	2.7		2,991	921	24.3	81	119	188	186	135	114	98	3,695
6	85～89歳		43.8	4.6	5.0	8.8	8.7	7.2	5.6	3.9			922	24.3	96	106	186	182	151	118	83	2,103
7	90歳以上		66.7	3.7	8.9	13.8	15.0	9.3	9.7	6.3			586	15.5	33	78	121	132	82	85	55	878
8	第2号被保険者	0.5	0.5	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	164	164	4.3	18	24	24	37	18	20	23	32,977	
9	総数	6.5	6.5	0.6	0.8	1.2	1.4	1.0	0.8	0.7	3,790	3,790	100.0	333	489	707	805	592	478	386	58,011	
10	第1号被保険者	26.1	26.1	2.4	3.8	4.8	4.9	3.8	3.5	2.9	8,813	8,813	98.7	807	1,292	1,630	1,637	1,278	1,189	980	33,727	
11	65～69歳	3.9	2.1	0.1	0.4	0.4	0.4	0.2	0.3	0.3	555	167	1.9	11	31	31	34	15	22	23	7,840	
12	70～74歳		6.1	1.1	1.1	0.9	1.1	0.6	0.6	0.7		388	4.3	72	67	59	70	38	39	43	6,311	
13	75～79歳		14.8	2.5	2.8	2.6	2.2	1.6	1.8	1.3		879	9.8	149	164	155	130	96	105	80	5,956	
14	80～84歳	42.2	34.2	4.6	6.5	6.9	5.7	4.0	3.5	3.0		8,258	1,967	22.0	265	373	396	330	233	199	171	5,749
15	85～89歳		58.1	4.9	8.9	12.3	11.9	7.6	7.2	5.3			2,630	29.5	223	404	555	540	342	325	241	4,527
16	90歳以上		83.2	2.6	7.6	13.0	15.9	16.6	14.9	12.6			2,782	31.2	87	253	434	533	554	499	422	3,344
17	第2号被保険者	0.4	0.4	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	115	115	1.3	7	17	9	26	16	17	23	31,988	
18	総数	13.6	13.6	1.2	2.0	2.5	2.5	1.9	1.8	1.5	8,928	8,928	100.0	814	1,309	1,639	1,663	1,294	1,206	1,003	65,715	
19	第1号被保険者	21.2	21.2	1.9	3.0	3.9	4.1	3.2	2.8	2.3	12,439	12,439	97.8	1,122	1,757	2,313	2,405	1,852	1,647	1,343	58,761	
20	65～69歳	4.3	2.8	0.2	0.4	0.5	0.6	0.4	0.3	0.4	1,190	441	3.5	35	67	71	94	63	53	58	15,896	
21	70～74歳		6.3	0.8	1.0	1.0	1.3	0.8	0.7	0.7		749	5.9	100	115	124	158	90	78	84	11,922	
22	75～79歳		13.5	1.9	2.3	2.2	2.3	1.9	1.7	1.2		1,441	11.3	202	242	238	250	202	176	131	10,647	
23	80～84歳	36.4	30.6	3.7	5.2	6.2	5.5	3.9	3.3	2.8		11,249	2,888	22.7	346	492	584	516	368	313	269	9,444
24	85～89歳		53.6	4.8	7.7	11.2	10.9	7.4	6.7	4.9			3,552	27.9	319	510	741	722	493	443	324	6,630
25	90歳以上		79.8	2.9	7.8	13.1	15.8	15.1	13.8	11.3			3,368	26.5	120	331	555	665	636	584	477	4,222
26	第2号被保険者	0.4	0.4	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	279	279	2.2	25	41	33	63	34	37	46	64,965	
27	総数	10.3	10.3	0.9	1.5	1.9	2.0	1.5	1.4	1.1	12,718	12,718	100.0	1,147	1,798	2,346	2,468	1,886	1,684	1,389	123,726	

# 要介護認定状況資料

(平成26年10月)

新潟県福祉保健部高齢福祉保健課

1 要介護度別認定者総数

【県内市町村別】

平成26年10月末

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計	うち第1号 被保険者	割 合
新 潟 県	13,565	16,903	22,303	23,664	19,364	17,337	15,847	128,983	126,063	97.7%
新 潟 市	4,813	5,904	5,866	7,291	6,166	4,756	4,625	39,421	38,495	97.7%
長 岡 市	1,028	1,454	2,534	2,898	2,219	2,055	2,024	14,212	13,896	97.8%
三 条 市	714	771	688	711	593	699	452	4,628	4,500	97.2%
柏 崎 市	656	794	1,025	1,015	679	626	629	5,424	5,302	97.8%
新 発 田 市	1,144	696	1,010	627	587	795	495	5,354	5,218	97.5%
小 千 谷 市	194	281	272	361	350	315	283	2,056	2,017	98.1%
加 茂 市	155	125	372	292	285	247	237	1,713	1,675	97.8%
十 日 町 市	288	411	615	752	601	635	390	3,692	3,613	97.9%
見 附 市	220	356	349	276	300	340	210	2,051	2,008	97.9%
村 上 市	289	290	778	686	540	539	657	3,779	3,708	98.1%
燕 市	267	518	929	709	666	508	498	4,095	3,993	97.5%
糸 魚 川 市	241	355	655	588	451	403	505	3,198	3,136	98.1%
妙 高 市	96	324	497	550	319	285	265	2,336	2,298	98.4%
五 泉 市	280	312	655	653	457	464	367	3,188	3,123	98.0%
上 越 市	1,471	2,011	2,339	2,423	1,975	1,638	1,407	13,264	12,960	97.7%
阿 賀 野 市	178	390	369	531	421	390	344	2,623	2,551	97.3%
佐 渡 市	421	679	1,031	854	643	719	875	5,222	5,137	98.4%
魚 沼 市	129	144	378	480	458	337	418	2,344	2,298	98.0%
南 魚 沼 市	253	372	593	678	578	557	326	3,357	3,278	97.6%
胎 内 市	114	224	361	375	270	257	166	1,767	1,725	97.6%
聖 籠 町	51	56	81	96	103	112	71	570	551	96.7%
弥 彦 村	29	34	98	74	71	44	57	407	387	95.1%
田 上 町	86	59	119	119	104	97	63	647	627	96.9%
阿 賀 町	240	123	266	156	165	149	155	1,254	1,233	98.3%
出 雲 崎 町	42	35	72	75	54	60	58	396	392	99.0%
湯 沢 町	40	37	63	81	72	61	50	404	394	97.5%
津 南 町	83	96	156	149	105	149	109	847	827	97.6%
刈 羽 村	20	21	40	43	45	35	50	254	247	97.2%
関 川 村	23	28	87	114	82	64	56	454	448	98.7%
粟 島 浦 村	0	3	5	7	5	1	5	26	26	100.0%

# 1 要介護度別認定者総数

【審査会別】

平成26年10月末

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計	うち第1号 被保険者	割 合
十日町地域広域市町村 圏介護認定審査会	371	507	771	901	706	784	499	4,539	4,440	97.8%
柏崎市刈羽郡 介護認定審査会	676	815	1,065	1,058	724	661	679	5,678	5,549	97.7%
燕市・弥彦村 介護認定審査会	296	552	1,027	783	737	552	555	4,502	4,380	97.3%
新発田地域 広域事務組合	1,309	976	1,452	1,098	960	1,164	732	7,691	7,494	97.4%
村上市岩船郡 介護認定審査会	312	321	870	807	627	604	718	4,259	4,182	98.2%
南魚沼市 介護認定審査係	293	409	656	759	650	618	376	3,761	3,672	97.6%
長岡市出雲崎町	1,070	1,489	2,606	2,973	2,273	2,115	2,082	14,608	14,288	97.8%

資料) 介護保険事業状況報告 (厚生労働省) 10月分による

## 2 要介護度別認定者数の割合（対認定者総数）

【県内市町村別】

平成26年10月末

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援1 ～要介護 2の計	要介護3 ～5の計
新潟県	10.5%	13.1%	17.3%	18.3%	15.0%	13.4%	12.3%	59.3%	40.7%
新潟市	12.2%	15.0%	14.9%	18.5%	15.6%	12.1%	11.7%	60.6%	39.4%
長岡市	7.2%	10.2%	17.8%	20.4%	15.6%	14.5%	14.2%	55.7%	44.3%
三条市	15.4%	16.7%	14.9%	15.4%	12.8%	15.1%	9.8%	62.3%	37.7%
柏崎市	12.1%	14.6%	18.9%	18.7%	12.5%	11.5%	11.6%	64.3%	35.7%
新発田市	21.4%	13.0%	18.9%	11.7%	11.0%	14.8%	9.2%	64.9%	35.1%
小千谷市	9.4%	13.7%	13.2%	17.6%	17.0%	15.3%	13.8%	53.9%	46.1%
加茂市	9.0%	7.3%	21.7%	17.0%	16.6%	14.4%	13.8%	55.1%	44.9%
十日町市	7.8%	11.1%	16.7%	20.4%	16.3%	17.2%	10.6%	56.0%	44.0%
見附市	10.7%	17.4%	17.0%	13.5%	14.6%	16.6%	10.2%	58.6%	41.4%
村上市	7.6%	7.7%	20.6%	18.2%	14.3%	14.3%	17.4%	54.1%	45.9%
燕市	6.5%	12.6%	22.7%	17.3%	16.3%	12.4%	12.2%	59.2%	40.8%
糸魚川市	7.5%	11.1%	20.5%	18.4%	14.1%	12.6%	15.8%	57.5%	42.5%
妙高市	4.1%	13.9%	21.3%	23.5%	13.7%	12.2%	11.3%	62.8%	37.2%
五泉市	8.8%	9.8%	20.5%	20.5%	14.3%	14.6%	11.5%	59.6%	40.4%
上越市	11.1%	15.2%	17.6%	18.3%	14.9%	12.3%	10.6%	62.2%	37.8%
阿賀野市	6.8%	14.9%	14.1%	20.2%	16.1%	14.9%	13.1%	56.0%	44.0%
佐渡市	8.1%	13.0%	19.7%	16.4%	12.3%	13.8%	16.8%	57.2%	42.8%
魚沼市	5.5%	6.1%	16.1%	20.5%	19.5%	14.4%	17.8%	48.3%	51.7%
南魚沼市	7.5%	11.1%	17.7%	20.2%	17.2%	16.6%	9.7%	56.5%	43.5%
胎内市	6.5%	12.7%	20.4%	21.2%	15.3%	14.5%	9.4%	60.8%	39.2%
聖籠町	8.9%	9.8%	14.2%	16.8%	18.1%	19.6%	12.5%	49.8%	50.2%
弥彦村	7.1%	8.4%	24.1%	18.2%	17.4%	10.8%	14.0%	57.7%	42.3%
田上町	13.3%	9.1%	18.4%	18.4%	16.1%	15.0%	9.7%	59.2%	40.8%
阿賀町	19.1%	9.8%	21.2%	12.4%	13.2%	11.9%	12.4%	62.6%	37.4%
出雲崎町	10.6%	8.8%	18.2%	18.9%	13.6%	15.2%	14.6%	56.6%	43.4%
湯沢町	9.9%	9.2%	15.6%	20.0%	17.8%	15.1%	12.4%	54.7%	45.3%
津南町	9.8%	11.3%	18.4%	17.6%	12.4%	17.6%	12.9%	57.1%	42.9%
刈羽村	7.9%	8.3%	15.7%	16.9%	17.7%	13.8%	19.7%	48.8%	51.2%
関川村	5.1%	6.2%	19.2%	25.1%	18.1%	14.1%	12.3%	55.5%	44.5%
粟島浦村	0.0%	11.5%	19.2%	26.9%	19.2%	3.8%	19.2%	57.7%	42.3%

## 2 要介護度別認定者数の割合（対認定者総数）

【審査会別】

平成26年10月末

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援1 ～要介護 2の計	要介護3 ～5の計
十日町地域広域市町村 圏介護認定審査会	8.2%	11.2%	17.0%	19.9%	15.6%	17.3%	11.0%	56.2%	43.8%
柏崎市刈羽郡 介護認定審査会	11.9%	14.4%	18.8%	18.6%	12.8%	11.6%	12.0%	63.6%	36.4%
燕市・弥彦村 介護認定審査会	6.6%	12.3%	22.8%	17.4%	16.4%	12.3%	12.3%	59.0%	41.0%
新発田地域 広域事務組合	17.0%	12.7%	18.9%	14.3%	12.5%	15.1%	9.5%	62.9%	37.1%
村上市岩船郡 介護認定審査会	7.3%	7.5%	20.4%	18.9%	14.7%	14.2%	16.9%	54.2%	45.8%
南魚沼市 介護認定審査係	7.8%	10.9%	17.4%	20.2%	17.3%	16.4%	10.0%	56.3%	43.7%
長岡市出雲崎町	7.3%	10.2%	17.8%	20.4%	15.6%	14.5%	14.3%	55.7%	44.3%

資料) 介護保険事業状況報告（厚生労働省）10月分による



### 3 要介護度別認定者数（第1号被保険者）

【県内市町村別】

平成26年10月末

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	認定者の比率	第1号被保険者数
新潟県	13,286	16,363	21,939	23,091	18,936	16,995	15,453	126,063	18.8%	670,022
新潟市	4,738	5,710	5,757	7,102	6,024	4,654	4,510	38,495	18.4%	209,641
長岡市	998	1,406	2,489	2,835	2,171	2,019	1,978	13,896	18.0%	77,179
三条市	700	741	677	684	580	680	438	4,500	15.6%	28,767
柏崎市	642	769	1,004	989	667	613	618	5,302	20.1%	26,335
新発田市	1,126	663	996	608	569	780	476	5,218	18.3%	28,476
小千谷市	193	273	267	356	340	309	279	2,017	17.6%	11,487
加茂市	153	121	364	285	279	242	231	1,675	17.9%	9,339
十日町市	278	390	606	743	589	624	383	3,613	18.4%	19,608
見附市	217	347	343	273	285	335	208	2,008	16.8%	11,946
村上市	279	286	766	668	531	532	646	3,708	16.9%	21,906
燕市	261	502	908	688	655	495	484	3,993	17.7%	22,524
糸魚川市	235	347	646	579	447	394	488	3,136	19.1%	16,425
妙高市	94	320	494	537	313	284	256	2,298	20.8%	11,053
五泉市	273	309	646	641	447	452	355	3,123	18.8%	16,607
上越市	1,436	1,959	2,315	2,352	1,932	1,604	1,362	12,960	22.5%	57,553
阿賀野市	175	369	360	511	417	383	336	2,551	20.2%	12,656
佐渡市	411	672	1,013	841	634	707	859	5,137	22.1%	23,276
魚沼市	123	140	373	469	446	334	413	2,298	18.8%	12,236
南魚沼市	246	356	586	667	567	541	315	3,278	19.6%	16,747
胎内市	111	215	353	369	261	255	161	1,725	18.5%	9,322
聖籠町	48	52	79	92	98	112	70	551	17.1%	3,218
弥彦村	26	31	93	72	66	44	55	387	17.1%	2,266
田上町	86	54	119	114	100	95	59	627	16.6%	3,766
阿賀町	234	122	264	155	165	143	150	1,233	22.7%	5,427
出雲崎町	42	34	72	75	52	59	58	392	21.7%	1,809
湯沢町	38	36	63	79	68	60	50	394	14.6%	2,702
津南町	81	92	154	145	103	146	106	827	21.3%	3,877
刈羽村	20	17	40	42	44	34	50	247	17.5%	1,410
関川村	22	27	87	113	81	64	54	448	19.4%	2,304
粟島浦村	0	3	5	7	5	1	5	26	16.3%	160

### 3 要介護度別認定者数（第1号被保険者）

【審査会別】

平成26年10月末

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	認定者の比率	第1号被保険者数
十日町地域広域市町村 圏介護認定審査会	359	482	760	888	692	770	489	4,440	18.9%	23,485
柏崎市刈羽郡 介護認定審査会	662	786	1,044	1,031	711	647	668	5,549	20.0%	27,745
燕市・弥彦村 介護認定審査会	287	533	1,001	760	721	539	539	4,380	17.7%	24,790
新発田地域 広域事務組合	1,285	930	1,428	1,069	928	1,147	707	7,494	18.3%	41,016
村上市岩船郡 介護認定審査会	301	316	858	788	617	597	705	4,182	17.2%	24,370
南魚沼市 介護認定審査係	284	392	649	746	635	601	365	3,672	18.9%	19,449
長岡市出雲崎町	1,040	1,440	2,561	2,910	2,223	2,078	2,036	14,288	18.1%	78,988

資料) 介護保険事業状況報告（厚生労働省）10月分による

【県内市町村別】

平成26年10月末

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援1 ～要介護 2の計	要介護3 ～5の計
新潟県	2.0%	2.4%	3.3%	3.4%	2.8%	2.5%	2.3%	11.1%	7.7%
新潟市	2.3%	2.7%	2.7%	3.4%	2.9%	2.2%	2.2%	11.1%	7.2%
長岡市	1.3%	1.8%	3.2%	3.7%	2.8%	2.6%	2.6%	10.0%	8.0%
三条市	2.4%	2.6%	2.4%	2.4%	2.0%	2.4%	1.5%	9.7%	5.9%
柏崎市	2.4%	2.9%	3.8%	3.8%	2.5%	2.3%	2.3%	12.9%	7.2%
新発田市	4.0%	2.3%	3.5%	2.1%	2.0%	2.7%	1.7%	11.9%	6.4%
小千谷市	1.7%	2.4%	2.3%	3.1%	3.0%	2.7%	2.4%	9.5%	8.1%
加茂市	1.6%	1.3%	3.9%	3.1%	3.0%	2.6%	2.5%	9.9%	8.1%
十日町市	1.4%	2.0%	3.1%	3.8%	3.0%	3.2%	2.0%	10.3%	8.1%
見附市	1.8%	2.9%	2.9%	2.3%	2.4%	2.8%	1.7%	9.9%	6.9%
村上市	1.3%	1.3%	3.5%	3.0%	2.4%	2.4%	2.9%	9.1%	7.8%
燕市	1.2%	2.2%	4.0%	3.1%	2.9%	2.2%	2.1%	10.5%	7.3%
糸魚川市	1.4%	2.1%	3.9%	3.5%	2.7%	2.4%	3.0%	11.0%	8.1%
妙高市	0.9%	2.9%	4.5%	4.9%	2.8%	2.6%	2.3%	13.1%	7.7%
五泉市	1.6%	1.9%	3.9%	3.9%	2.7%	2.7%	2.1%	11.3%	7.6%
上越市	2.5%	3.4%	4.0%	4.1%	3.4%	2.8%	2.4%	14.0%	8.5%
阿賀野市	1.4%	2.9%	2.8%	4.0%	3.3%	3.0%	2.7%	11.2%	9.0%
佐渡市	1.8%	2.9%	4.4%	3.6%	2.7%	3.0%	3.7%	12.6%	9.5%
魚沼市	1.0%	1.1%	3.0%	3.8%	3.6%	2.7%	3.4%	9.0%	9.7%
南魚沼市	1.5%	2.1%	3.5%	4.0%	3.4%	3.2%	1.9%	11.1%	8.5%
胎内市	1.2%	2.3%	3.8%	4.0%	2.8%	2.7%	1.7%	11.2%	7.3%
聖籠町	1.5%	1.6%	2.5%	2.9%	3.0%	3.5%	2.2%	8.4%	8.7%
弥彦村	1.1%	1.4%	4.1%	3.2%	2.9%	1.9%	2.4%	9.8%	7.3%
田上町	2.3%	1.4%	3.2%	3.0%	2.7%	2.5%	1.6%	9.9%	6.7%
阿賀町	4.3%	2.2%	4.9%	2.9%	3.0%	2.6%	2.8%	14.3%	8.4%
出雲崎町	2.3%	1.9%	4.0%	4.1%	2.9%	3.3%	3.2%	12.3%	9.3%
湯沢町	1.4%	1.3%	2.3%	2.9%	2.5%	2.2%	1.9%	8.0%	6.6%
津南町	2.1%	2.4%	4.0%	3.7%	2.7%	3.8%	2.7%	12.2%	9.2%
刈羽村	1.4%	1.2%	2.8%	3.0%	3.1%	2.4%	3.5%	8.4%	9.1%
関川村	1.0%	1.2%	3.8%	4.9%	3.5%	2.8%	2.3%	10.8%	8.6%
粟島浦村	0.0%	1.9%	3.1%	4.4%	3.1%	0.6%	3.1%	9.4%	6.9%

4 第1号被保険者に対する要介護度別認定者数の比率

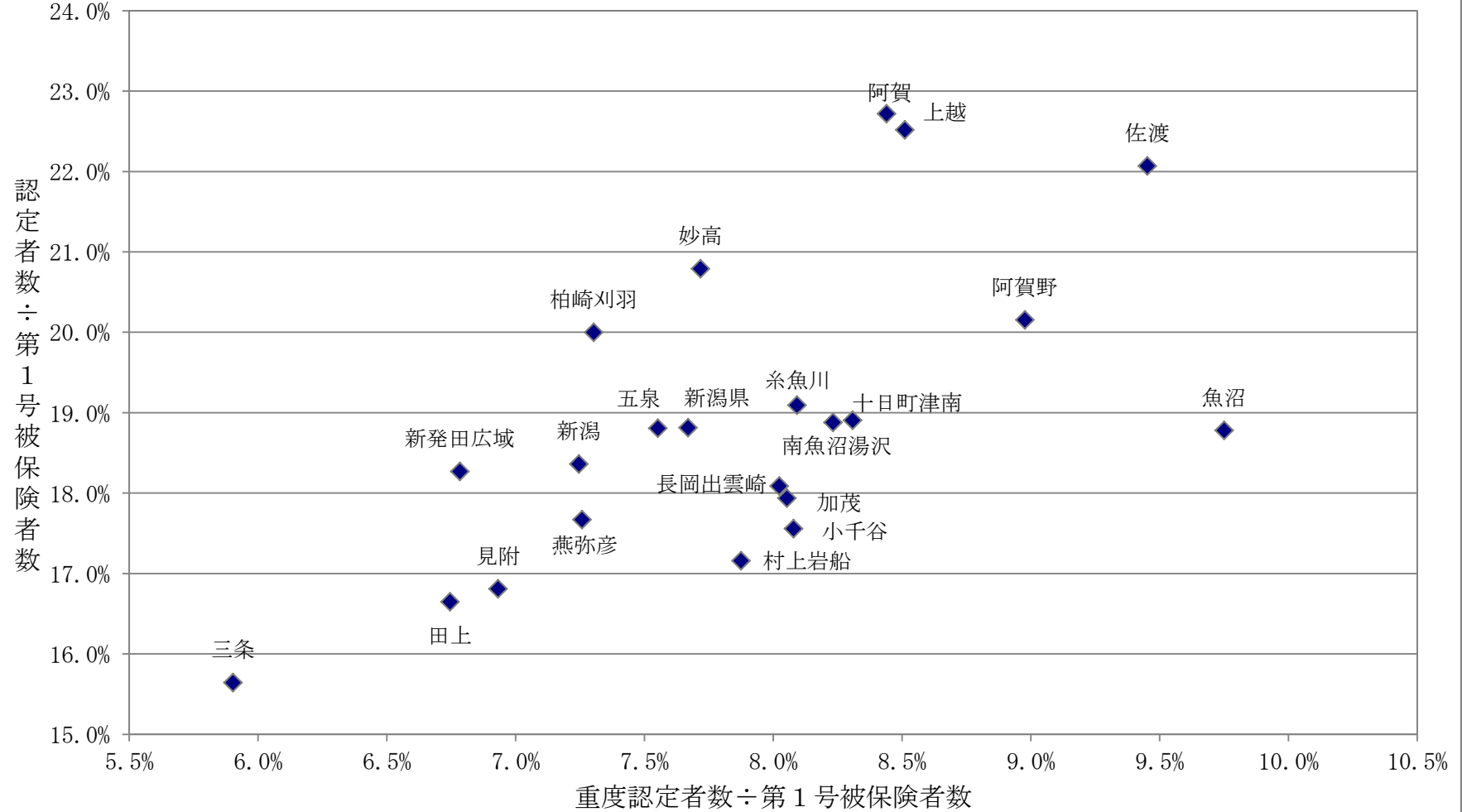
【審査会別】

平成26年10月末

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援1 ～要介護 2の計	要介護3 ～5の計
十日町地域広域市町村 圏介護認定審査会	1.5%	2.1%	3.2%	3.8%	2.9%	3.3%	2.1%	10.6%	8.3%
柏崎市刈羽郡 介護認定審査会	2.4%	2.8%	3.8%	3.7%	2.6%	2.3%	2.4%	12.7%	7.3%
燕市・弥彦村 介護認定審査会	1.2%	2.2%	4.0%	3.1%	2.9%	2.2%	2.2%	10.4%	7.3%
新発田地域 広域事務組合	3.1%	2.3%	3.5%	2.6%	2.3%	2.8%	1.7%	11.5%	6.8%
村上市岩船郡 介護認定審査会	1.2%	1.3%	3.5%	3.2%	2.5%	2.4%	2.9%	9.3%	7.9%
南魚沼市 介護認定審査係	1.5%	2.0%	3.3%	3.8%	3.3%	3.1%	1.9%	10.6%	8.2%
長岡市出雲崎町	1.3%	1.8%	3.2%	3.7%	2.8%	2.6%	2.6%	10.1%	8.0%

資料) 介護保険事業状況報告(厚生労働省)10月分による

第1号被保険者に対する要介護認定比率と重度認定者（3～5）の比率



## 5 申請区分別認定有効期間の分布（割合）

【県内市町村別】

平成26年10月

	申請区分	有効期間(月数)				平均有効期間(ヵ月)
		3～6ヶ月	7～12ヶ月	13～18ヶ月	19～24ヶ月	
新潟県	新規	14.8%	85.1%	0.0%	0.1%	11.1
	更新	0.8%	53.3%	0.8%	45.1%	17.4
	区分変更	7.5%	92.5%	0.0%	0.0%	11.6
	計	5.5%	65.6%	0.5%	28.4%	15.1
新潟市	新規	3.1%	96.9%	0.0%	0.0%	11.8
	更新	0.0%	48.4%	0.0%	51.5%	18.2
	区分変更	1.7%	98.3%	0.0%	0.0%	11.9
	計	1.1%	67.0%	0.0%	31.9%	15.8
長岡市	新規	9.8%	90.2%	0.0%	0.0%	11.4
	更新	3.7%	23.7%	0.0%	72.7%	20.5
	区分変更	2.2%	97.8%	0.0%	0.0%	11.9
	計	5.6%	52.8%	0.0%	41.6%	16.7
三条市	新規	69.9%	30.1%	0.0%	0.0%	7.8
	更新	0.0%	52.8%	0.0%	47.2%	17.7
	区分変更	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.0
	計	26.9%	43.1%	0.0%	30.1%	14.0
柏崎市	新規	20.7%	79.3%	0.0%	0.0%	10.8
	更新	1.8%	80.4%	0.0%	17.8%	14.0
	区分変更	10.5%	89.5%	0.0%	0.0%	11.4
	計	7.7%	80.4%	0.0%	11.9%	13.0
新発田市	新規	1.5%	98.5%	0.0%	0.0%	11.9
	更新	0.0%	48.9%	0.0%	51.1%	18.1
	区分変更	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	12.0
	計	0.5%	70.4%	0.0%	29.1%	15.5
小千谷市	新規	74.0%	26.0%	0.0%	0.0%	7.6
	更新	0.7%	76.4%	0.0%	22.9%	14.7
	区分変更	62.5%	37.5%	0.0%	0.0%	8.3
	計	27.1%	58.4%	0.0%	14.5%	12.1
加茂市	新規	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	12.0
	更新	0.0%	20.2%	0.0%	79.8%	21.6
	区分変更	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	12.0
	計	0.0%	55.3%	0.0%	44.7%	17.4
十日町市	新規	55.2%	44.8%	0.0%	0.0%	8.7
	更新	1.0%	84.5%	0.0%	14.5%	13.7
	区分変更	41.2%	58.8%	0.0%	0.0%	9.5
	計	14.7%	74.6%	0.0%	10.7%	12.4
見附市	新規	19.4%	80.6%	0.0%	0.0%	10.8
	更新	0.7%	63.6%	0.0%	35.7%	16.2
	区分変更	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	12.0
	計	6.3%	71.0%	0.0%	22.6%	14.3
村上市	新規	28.3%	71.7%	0.0%	0.0%	10.3
	更新	0.0%	74.6%	0.0%	25.4%	15.1
	区分変更	7.1%	92.9%	0.0%	0.0%	11.6
	計	7.8%	74.6%	0.0%	17.6%	13.6
燕市	新規	9.4%	90.6%	0.0%	0.0%	11.4
	更新	0.0%	61.0%	0.0%	39.0%	16.7
	区分変更	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	12.0
	計	2.6%	71.2%	0.0%	26.2%	15.0
糸魚川市	新規	1.1%	98.9%	0.0%	0.0%	11.9
	更新	0.0%	24.3%	0.0%	75.7%	21.1
	区分変更	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	12.0
	計	0.4%	57.2%	0.0%	42.4%	17.1
妙高市	新規	5.7%	94.3%	0.0%	0.0%	11.7
	更新	0.6%	71.7%	15.1%	12.6%	14.4
	区分変更	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	12.0
	計	1.8%	78.8%	10.6%	8.8%	13.6
五泉市	新規	58.1%	41.9%	0.0%	0.0%	8.5
	更新	0.0%	64.3%	17.1%	18.6%	15.3
	区分変更	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	12.0
	計	15.4%	61.5%	11.1%	12.0%	13.2
上越市	新規	6.4%	93.1%	0.0%	0.5%	11.7
	更新	0.5%	41.7%	0.0%	57.8%	18.9
	区分変更	0.9%	99.1%	0.0%	0.0%	11.9
	計	2.5%	63.4%	0.0%	34.2%	15.9

## 5 申請区分別認定有効期間の分布（割合）

阿賀野市	新規	2.7%	97.3%	0.0%	0.0%	11.8
	更新	1.3%	34.9%	0.0%	63.8%	19.6
	区分変更	5.9%	94.1%	0.0%	0.0%	11.6
	計	2.1%	57.9%	0.0%	40.1%	16.7
佐渡市	新規	9.4%	90.6%	0.0%	0.0%	11.4
	更新	0.2%	82.4%	0.0%	17.4%	14.1
	区分変更	3.4%	96.6%	0.0%	0.0%	11.8
	計	2.5%	85.0%	0.0%	12.5%	13.4
魚沼市	新規	64.2%	35.8%	0.0%	0.0%	8.2
	更新	9.0%	63.9%	0.0%	27.1%	14.7
	区分変更	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	9.0
	計	24.3%	56.4%	0.0%	19.3%	12.9
南魚沼市	新規	1.2%	98.8%	0.0%	0.0%	11.9
	更新	0.0%	45.3%	0.0%	54.7%	18.6
	区分変更	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	12.0
	計	0.4%	69.4%	0.0%	30.2%	15.6
胎内市	新規	1.5%	98.5%	0.0%	0.0%	11.9
	更新	0.0%	28.3%	0.0%	71.7%	20.6
	区分変更	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	12.0
	計	0.5%	57.7%	0.0%	41.8%	17.0
聖籠町	新規	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	12.0
	更新	0.0%	21.2%	0.0%	78.8%	21.5
	区分変更	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	12.0
	計	0.0%	52.7%	0.0%	47.3%	17.7
弥彦村	新規	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	12.0
	更新	0.0%	53.3%	0.0%	46.7%	17.6
	区分変更	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	12.0
	計	0.0%	76.7%	0.0%	23.3%	14.8
田上町	新規	7.7%	92.3%	0.0%	0.0%	11.5
	更新	0.0%	91.4%	0.0%	8.6%	13.0
	区分変更	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	12.0
	計	2.0%	92.0%	0.0%	6.0%	12.6
阿賀町	新規	11.6%	88.4%	0.0%	0.0%	11.3
	更新	3.3%	50.5%	0.0%	46.2%	17.3
	区分変更	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	12.0
	計	5.8%	64.0%	0.0%	30.2%	15.3
出雲崎町	新規	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	12.0
	更新	0.0%	21.4%	0.0%	78.6%	21.4
	区分変更	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0
	計	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	18.0
湯沢町	新規	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	12.0
	更新	0.0%	31.8%	0.0%	68.2%	20.2
	区分変更	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	12.0
	計	0.0%	59.5%	0.0%	40.5%	16.9
津南町	新規	44.4%	55.6%	0.0%	0.0%	9.3
	更新	0.0%	86.0%	0.0%	14.0%	13.7
	区分変更	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	10.0
	計	11.5%	78.2%	0.0%	10.3%	12.5
刈羽村	新規	6.7%	93.3%	0.0%	0.0%	11.6
	更新	0.0%	85.7%	0.0%	14.3%	13.7
	区分変更	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0
	計	3.4%	89.7%	0.0%	6.9%	12.6
関川村	新規	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	9.0
	更新	0.0%	58.6%	0.0%	41.4%	17.0
	区分変更	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0
	計	12.8%	56.4%	0.0%	30.8%	14.9
粟島浦村	新規	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0
	更新	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0
	区分変更	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.0
	計	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.0

## 5 申請区分別認定有効期間の分布（割合）

【審査会別】

平成26年10月

	申請区分	有効期間(月数)				平均有効期間 (ヵ月)
		3～6ヶ月	7～12ヶ月	13～18ヶ月	19～24ヶ月	
地域 十日町	新規	53.3%	46.7%	0.0%	0.0%	8.8
	更新	0.9%	84.7%	0.0%	14.4%	13.7
	区分変更	40.0%	60.0%	0.0%	0.0%	9.6
	計	14.2%	75.2%	0.0%	10.6%	12.4
刈羽 郡市	新規	19.4%	80.6%	0.0%	0.0%	10.8
	更新	1.7%	80.6%	0.0%	17.7%	14.0
	区分変更	10.5%	89.5%	0.0%	0.0%	11.4
	計	7.5%	80.9%	0.0%	11.6%	12.9
弥彦市・ 村	新規	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	12.0
	更新	0.0%	53.3%	0.0%	46.7%	17.6
	区分変更	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	12.0
	計	0.0%	76.7%	0.0%	23.3%	14.8
地域 新発田 広域	新規	1.3%	98.7%	0.0%	0.0%	11.9
	更新	0.0%	26.6%	0.0%	73.4%	20.8
	区分変更	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	12.0
	計	0.4%	56.5%	0.0%	43.0%	17.1
岩村 船上市 郡市	新規	30.4%	69.6%	0.0%	0.0%	10.2
	更新	0.0%	72.9%	0.0%	27.1%	15.3
	区分変更	13.3%	86.7%	0.0%	0.0%	11.2
	計	8.5%	72.5%	0.0%	18.9%	13.8
審査係 南魚沼市 認定	新規	1.1%	98.9%	0.0%	0.0%	11.9
	更新	0.0%	43.4%	0.0%	56.6%	18.8
	区分変更	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	12.0
	計	0.4%	68.1%	0.0%	31.6%	15.8
出雲 雲岡市 崎町	新規	9.6%	90.4%	0.0%	0.0%	11.4
	更新	3.6%	23.6%	0.0%	72.8%	20.5
	区分変更	2.2%	97.8%	0.0%	0.0%	11.9
	計	5.5%	52.8%	0.0%	41.7%	16.7

資料) 認定支援ネットワーク報告集計 平成26年10月認定分より



	平均要介護度		要支援2／要介護1の振り分け状況(割合)		要介護1の場合の状態像(割合)		一次判定から二次判定への変更率		
	一次判定	二次判定	要支援2	要介護1	認知機能の低下	不安定な状態	軽度変更	変更なし	重度変更
新潟県	2.14	2.15	46.7%	53.3%	84.1%	15.9%	3.2%	88.9%	7.9%
新潟市	2.09	2.03	51.8%	48.2%	88.2%	11.8%	7.8%	85.3%	6.9%
長岡市	2.29	2.31	40.8%	59.2%	79.2%	20.8%	0.2%	91.8%	8.0%
三条市	2.00	1.95	56.8%	43.2%	93.4%	6.6%	0.2%	94.1%	5.7%
柏崎市	2.07	2.08	39.7%	60.3%	88.6%	11.4%	1.2%	91.2%	7.6%
新発田市	1.94	1.91	49.2%	50.9%	96.7%	3.3%	0.4%	89.4%	10.3%
小千谷市	2.13	2.19	54.3%	45.7%	94.6%	5.4%	0.0%	93.2%	6.8%
加茂市	2.28	2.30	38.6%	61.4%	51.9%	48.1%	0.0%	97.3%	2.7%
十日町市	2.35	2.35	37.9%	62.1%	96.1%	3.9%	0.5%	99.0%	0.5%
見附市	2.10	2.10	46.0%	54.1%	95.0%	5.0%	0.0%	96.0%	4.1%
村上市	2.32	2.37	27.8%	72.2%	66.7%	33.3%	0.3%	90.6%	9.1%
燕市	2.12	2.14	35.8%	64.2%	100.0%	0.0%	2.5%	87.3%	10.1%
糸魚川市	2.21	2.24	34.5%	65.5%	70.2%	29.8%	0.7%	91.9%	7.4%
妙高市	2.39	2.42	38.7%	61.3%	100.0%	0.0%	4.0%	89.8%	6.2%
五泉市	2.19	2.25	30.6%	69.4%	31.2%	68.8%	0.0%	88.1%	11.9%
上越市	1.99	2.02	54.1%	46.0%	91.4%	8.6%	3.0%	86.8%	10.3%
阿賀野市	2.15	2.16	71.6%	28.4%	80.0%	20.0%	1.2%	91.0%	7.8%
佐渡市	2.27	2.36	43.5%	56.5%	77.1%	22.9%	0.2%	85.7%	14.2%
魚沼市	2.39	2.59	30.5%	69.5%	56.1%	43.9%	0.0%	78.0%	22.0%
南魚沼市	2.22	2.23	45.0%	55.0%	97.7%	2.3%	0.0%	97.2%	2.8%
胎内市	2.02	2.06	38.4%	61.6%	97.8%	2.2%	0.5%	93.5%	6.0%
聖籠町	2.33	2.40	53.3%	46.7%	100.0%	0.0%	0.0%	92.7%	7.3%
弥彦村	1.94	2.04	27.3%	72.7%	100.0%	0.0%	3.3%	83.3%	13.3%
田上町	2.15	2.14	50.0%	50.0%	100.0%	0.0%	10.0%	76.0%	14.0%
阿賀町	1.93	1.90	35.1%	64.9%	66.7%	33.3%	0.0%	92.8%	7.2%
出雲崎町	2.32	2.23	62.5%	37.5%	100.0%	0.0%	0.0%	95.5%	4.6%
湯沢町	2.55	2.63	50.0%	50.0%	100.0%	0.0%	0.0%	91.9%	8.1%
津南町	2.12	2.12	48.0%	52.0%	92.3%	7.7%	1.3%	97.5%	1.3%
刈羽村	2.50	2.58	25.0%	75.0%	83.3%	16.7%	3.3%	96.7%	0.0%
関川村	2.11	2.24	20.0%	80.0%	50.0%	50.0%	0.0%	87.2%	12.8%
粟島浦村	3.00	3.00	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%

【審査会別】

平成26年10月

	平均要介護度		要支援2/要介護1の振り分け状況(割合)		要介護1の場合の状態像(割合)		一次判定から二次判定への変更率		
	一次判定	二次判定	要支援2	要介護1	認知機能の低下	不安定な状態	軽度変更	変更なし	重度変更
十日町地域広域市町村圏介護認定審査会	2.31	2.31	39.6%	60.4%	95.6%	4.4%	0.6%	98.7%	0.6%
柏崎市刈羽郡介護認定審査会	2.09	2.10	39.1%	60.9%	88.3%	11.7%	1.3%	91.5%	7.2%
燕市・弥彦村介護認定審査会	1.94	2.04	27.3%	72.7%	100.0%	0.0%	3.3%	83.3%	13.3%
新発田地域広域事務組合	2.09	2.14	40.9%	59.1%	98.1%	1.9%	0.4%	93.3%	6.3%
村上市岩船郡介護認定審査会	2.30	2.36	26.8%	73.2%	64.4%	35.6%	0.3%	90.3%	9.4%
南魚沼市介護認定審査係	2.26	2.28	45.7%	54.4%	98.0%	2.0%	0.0%	96.5%	3.5%
長岡市出雲崎町	2.29	2.31	41.3%	58.7%	79.5%	20.5%	0.2%	91.9%	7.9%

資料) 認定支援ネットワーク報告集計・属性集計 平成26年10月認定分より

注) 平均要介護度 =  $\frac{(0.375 \times \text{要支援1の件数}) + (1 \times \text{要支援2の件数}) + (1 \times \text{要介護1の件数}) + (2 \times \text{要介護2の件数}) + (3 \times \text{要介護3の件数}) + (4 \times \text{要介護4の件数}) + (5 \times \text{要介護5の件数})}{(\text{要支援1・2及び要介護1~5の合計件数})}$

審査会待機件数の解消に向けた取組(案)

平成 28 年度は、成 27 年度から総合事業の実施や介護保険サービス未利用者の認定申請を減少させる取組を行っていることで、認定者数が減少していることに加え、平成 27 年度の制度改正により、更新に係る認定有効期間が対象者の状態に応じて 2 年に延長されたことに伴い、平成 28 年度の申請件数は減少する見込みである。

審査資料が揃わず、審査会にかけることができないことを避けるため、1 合議体あたりの最低審査件数の見直しを行う。

	現 行	見直し案
審査件数上限	25 件/合議体	25 件/合議体
最低審査件数	20 件/合議体	15 件/合議体

(審査会開催例)

	現行	見直し案
1 週目	審査待機件数 30 件 審査会開催 25 件×1 合議体 ※5 件は翌週へ	審査待機件数 30 件 審査会開催 15 件×2 合議体 ※繰越なし
2 週目	審査待機件数 30 件+翌週繰越 5 件 審査会開催 25 件×1 合議体 ※10 件は翌週へ	審査待機件数 30 件 審査会開催 15 件×2 合議体 ※繰越なし
3 週目	審査待機件数 30 件+翌週繰越 10 件 審査会開催 20 件×2 合議体	審査待機件数 30 件 審査会開催 15 件×2 合議体 ※繰越なし

# 介護認定審査会及び合議体の設置運営要領

制定日	平成 25 年 1 月 10 日
施行日	平成 25 年 4 月 1 日
改正日	平成 26 年 12 月 19 日
施行日	平成 27 年 4 月 1 日

## 1 介護認定審査会の設置、運営について

- 介護認定審査会は市長の附属機関として位置付ける。
- 委員は、保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する必要があるが、免許の有無や種類は問わず、市長が個別に判断する。
- 任期は2年（補欠委員の任期は前任者の残任期間）とするが再任は妨げない。
- 新たに委員に就任した者は、都道府県が実施する研修を受講する。
- 委員数は条例で定める。（上越市介護保険条例）
- 委員数は合議体に所属する委員及び合議体に所属しない委員（無任所委員）の合計とする。
- 無任所委員は医療、福祉及び保健に関する学識経験を有する者とする。無任所委員の確保が困難な場合は、介護認定に携わらない市職員とする。
- 委員報酬は条例で定める。（上越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例）

報酬額：審査会 1 回当たり 17,500 円

※交通費相当額(1 km当たり 22 円)は、別途費用弁償として支給

※会場に委員が既に到着している段階で、急きよ、欠席者が生じ休会となった場合、会場に到着している委員には交通費を支給する（審査会は休会扱いであることから、委員報酬は支払わないものとする）。

## 2 審査会運営について

- 審査会は、委員の互選により会長 1 人を定める。会長は会務を総理し、審査会を代表する。会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員（副会長）がその職務を代理する。
- 会長は、2 年に 1 度の委員改選の都度、互選する。（副会長指名も同様）
- 審査会や合議体の運営方法（開催曜日、開始時刻等）や、会長の互選を行う場合は、会長の招集により審査会を開催する。審査会の議事は会長を含む委員の過半数をもって決するが、可否同数の場合は会長が決定する。なお、上記に記載のない事項については事務局と会長が必要に応じ協議し決定する。

### 3 合議体の設置、運営について

- 審査会は、委員のうちから会長が指名する者をもって構成する合議体において、審査判定の案件を取り扱う。
- 合議体の委員定数は、市が定める。(介護保険法施行令第9条、上越市介護認定審査会会議運営要綱)
- 合議体数は市が必要と認める数を設置する。(介護保険法施行令第5条)
- 審査会において、別段の定めをした場合のほかは、合議体の議決をもって審査会の議決とする。(介護保険法施行令第9条)

#### ※別段の定めについて

判定に当たり考慮すべきでない内容を考慮した案件があった場合は、原則として同じ合議体で再度判定を行う。ただし、末期がんや変更申請等、早急な認定を要する場合は別の合議体で審査することができるものとする。

- 合議体の委員は、6か月ごとに編成を行う。
- 次期合議体の編成に当たっては、無任所委員(市職員を除く)を含めて編成を行うことを基本とする。
- 委員は複数の合議体に所属しないが、他の合議体委員に欠席が生じた場合は、代理出席できるものとする。
- 合議体は、構成委員の互選により合議体長1人を選任する。合議体長は職務代理1人(医師が合議体長の場合は職務代理2人)を指名する。
- 審査判定は、委員の意見調整の上、出席委員の過半をもって決定するが、可否同数の場合は合議体長が決定する。(介護保険法施行令第9条)
- 合議体の会議は原則非公開とするが、合議体の了承を得られた場合は、他の自治体の職員や認定審査会委員等の研修として公開できる。ただし、個人の秘密(個々の委員の発言内容を含む)が漏れることのないように説明を行うものとする。
- 委員には罰則(介護保険法第205条1項)で担保された守秘義務が課される(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)。
- 合議体の会議記録は、文書及び録音テープ等により市が保存する。
- 審査会(合議体による審査判定)の開催方法等は別紙1に定めるとおりとする。

# 審査会（合議体による審査判定）の開催方法

別紙 1

## 1. 地区別開催方法

地区	開催会場		開催曜日	開始時刻	合議体数	委員数（150人以内で定める）	
							うち、医師委員数
東頸	浦川原区総合事務所	上越市浦川原区釜淵 5	隔週水曜日	午後 7 時	1	5	2
頸北	柿崎地区公民館	上越市柿崎区柿崎 6406	水曜日又は木曜日	午後 7 時	2	10	4
上越	上越市福祉交流プラザ	上越市寺町 2-20-1	毎週水曜日及び木曜日	①午後 7 時	①20 ② 1	105	42
	上越総合福祉センター	上越市木田新田 1-1-3		②午後 7 時 30 分			
	上越市役所第 2 庁舎又は図書室	上越市木田 1-1-3					
※ 無任所委員	東頸地区		—	—	—	保健・福祉合わせて 2	
	頸北地区		—	—	—	保健・福祉合わせて 1~2	
	上越地区		—	—	—	保健・福祉合わせて 13~14	
合 計					24	136~138 程度	

※ 医師委員は、1 合議体に 2 人所属し、1 人ずつ交代で出席する。

審査は隔週で開催するため、原則、1 合議体につき月 2 回の審査会開催とするが、第 5 週目がある月は、1 合議体につき月 3 回の審査会開催とする。

## 2. 審査件数

審査件数の上限は 25 件とする。ただし、末期がん等で急な審査を要する場合は 25 件を上回るすることができる。

## 3. 定足数と欠席の連絡

審査会開催の定足数は 3 人とする。定足数を満たさない場合は休会となる。

医師委員は 1 人ずつ交代で出席する。

定足数確認の都合上、欠席や遅刻の場合は事務局への連絡を要する。

定足数を当該合議体の委員で確保できない場合は、無任所委員又は他の合議体委員に代理出席をお願いする場合がある。

開催予定の審査会が休会となった場合の対応方法は別紙 2 を参照のこと。

## 4. 審査案件寡少による休会と待機件数増による臨時審査会

審査案件が寡少の場合は、審査案件数に応じた合議体数の開催とする（休会となる合議体が発生する）。

審査待機件数（審査会にかけることが可能な件数）が、直近で開催される合議体数を超える場合は、合議体を臨時に開催することがある。

なお、1 合議体の開催下限件数は 20 件とする。

## 開催予定の審査会（合議体）が休会となった場合の対応について

別紙 2

### 【休会時の対応】

- ① 審査会資料が委員に送付された後に休会が決定された場合
  - ・ 当初予定されていた審査会開催日から8日以内に、同合議体において審査会を開催することを基本とする。 委員への出欠確認は事務局が行う。
  - ・ 定足数を満たすことが困難な場合は、他の合議体委員又は無任所委員数名を加えて審査会を開催する（当日の急な欠席を考慮し合計4名を確保）。委員への出欠依頼の連絡は事務局が行う。
- ② 審査会資料が委員に送付される前に休会が決定される場合
  - ・ 資料送付前において、既に把握している欠席連絡により、定足数を満たさないことが明らかな場合は、当該合議体による審査会は休会とする。
  - ・ ただし、当該合議体の休会により、被保険者の認定処理に時間を要することが想定される場合は、当該合議体の出席可能委員に、他の合議体委員又は無任所委員を加えて合議体を開催するものとする。この場合、委員への出欠依頼の連絡は事務局が行う。

## 介護保険法施行令の一部を改正する政令（案）について（概要）

### 1. 政令案の趣旨

平成 27 年 1 月 30 日に、地方分権改革に関する「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定された。

本政令は、地方分権改革に関する「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」に記載された措置（政令で対応すべきもの）を講ずるための政令改正を行うものである。

### 2. 改正の概要

- 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）に定める介護認定審査会の委員の任期（第 6 条第 1 項）について、2 年を超え 3 年以下の期間で条例（制定主体は市町村）で定める期間とすることを可能とする。
  
- 介護保険法施行令に定める都道府県介護認定審査会の委員の任期（第 10 条により準用される第 6 条）について、2 年を超え 3 年以下の期間で条例（制定主体は都道府県）で定める期間とすることを可能とする。

### 3. 根拠条文

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 17 条（同法第 38 条第 3 項において準用する場合を含む。）

### 4. 施行日

平成 28 年 4 月 1 日



介護保険法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（委員の任期）</p> <p>第六条 委員の任期は、二年（委員の任期を二年を超え三年以下の期間で市町村が条例で定める場合にあつては、当該条例で定める期間）とする。</p> <p>。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（都道府県介護認定審査会に関する読替え）</p> <p>第十条 第五条から前条までの規定は、法第三十八条第二項に規定する都道府県介護認定審査会について準用する。この場合において、第五条、第六条第一項及び前条第三項中「市町村」とあるのは、「都道府県」と読み替えるものとする。</p>	<p>（委員の任期）</p> <p>第六条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（都道府県介護認定審査会に関する読替え）</p> <p>第十条 第五条から前条までの規定は、法第三十八条第二項に規定する都道府県介護認定審査会について準用する。この場合において、第五条及び前条第三項中「市町村」とあるのは、「都道府県」と読み替えるものとする。</p>